

岩手県監査委員告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年7月6日

岩手県監査委員 軽石 義則
岩手県監査委員 神崎 浩之
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
県南広域振興局農政部北上農村整備センター	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、内部統制の不備に該当する事案の発生防止策等が適切に講じられているか、収入確保に係る債権管理及び未収金回収並びに減免手続等が適正であるか等に着眼して監査を行った。
県南広域振興局土木部遠野土木センター	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。